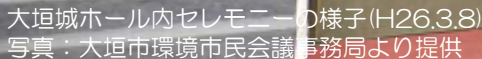


＜河川愛護モ二タ一報告＞



・「河川愛護モニター」とは、川の付近に住んでおられる方から、生活の中から見た川の様子や、川への想いを定期的に情報発信していただく方で、応募により、毎年、選定し委嘱させていただいております。

第14回

環境市民フェスティバル

暮らしを変えて 未来に夢を
～楽しもう 知恵と工夫で大垣暮らし～

日時 2014年**3月8日土** 9:00～16:30

場所 **大垣城ホール**

オープニングセレモニー 9:00～

- 表彰式 市刊環境賞、小・中学生作品表彰
- 環境学習発表会 (学年ごと取り組み)

ごみを拾おう
未来のため 川のために

特別企画
省エネ診断ブース
環境ビンゴ大会
①12:30～
②15:00～

水と緑のゾーン	エコライフゾーン	食生活ゾーン	スローフードゾーン	エネルギーゾーン
●バリアや木の家の 保護活動紹介 ●クラフトコーナー	●省エネ診断 ●エコ工作	●生ごみたいり講座 ●牛乳パック アルミ缶製バック チラシ回収コーナー	●環境紙とおにぎり 地産地消の 食品販売 ●環境紙おむつ作り体験	●壁ストーブの展示と 上石津本の薪プロジェクト 薪の体験 ●ソーラーカーづくり ●うちエコ診断

サテライト会場 ●大垣公園プレーパーク「あくとろすきまなすけんぱーのこころ亭」

主催／大垣市環境市民会議

入場無料

『豊かな生活環境と健全な自然を次世代へ引き継ぐために・・・』



河川愛護モニター 残馬さん

- ・ 平成26年3月8日(土)、大垣市内で開催された第14回大垣市環境市民フェスティバルに参加しました。テーマは『暮らしを変えて未来に夢を』～楽しもう 知恵と工夫で大垣暮らし～で、会場には実に多くの方がご来場されました。

私は今年、食&環境再生推進クラブでブース出展する中で、河川愛護モニターとしての活動を通じ揖斐川の不法投棄の現状を報告しました。出展にあたり、揖斐川第二出張所に御相談を持ちかけたところ、事務所より管理区域内のごみマップを提供していただきありがとうございました。



出展したブース内の掲載の様子 (H26.3.8)

イベント会場では多くの人に揖斐川の河川環境の現状を伝える機会となりました。ブース前では当日ごみマップを持ち帰る人、掲載写真の一部に見入る人、川がゴミ箱のようにになっている状況に驚いていました。一人一人の方と向き合い、会話としてはわずかな時間でしたが、お立ち寄りいただいた方々とごみマップを基にブース前で意見交換する機会を得ました。川にゴミを捨てる人の気持ちが理解できない。みんなの大切な川、一人一人が捨てなければいい。簡単なことなのにね。気持ちのこもったその言葉は私の行動に励みになるものでした。

今後ともゴミの早期発見につなげ、ゴミ捨ての連鎖反応が起きない自慢できる河川環境を目指したい気持ちが強くなりました。地球規模で環境問題に取り組むことは、地域規模でできることに取り組むことであり、そのために自分ができることから実践することが大切です。まずできることは最低限ゴミを簡単にポイ捨てしないことだと思います。一人一人がゴミを捨てなければ汚れることはないのです。自分達の暮らしの中で未来のために変えられることを多くの方が意識して行動できればと思います。今後も河川環境の現状を多くの方に情報発信していきます。川は山と海とをつなぐ生き物の移動経路であるとともに、私たちの暮らしに重要な生態系なのであります。

最後になりますが、昨年から河川愛護モニターとして河川を散策しています。月に一度、対話方式でのモニター報告を通じて揖斐川第二出張所から河川環境について多くを学びました。職員の方と共に取り組んでいると感じながら活動ができたことを感謝しております。

揖斐川を守って！ 不法投棄の現状を紹介しました。
残念ですが、河川には実に多くのものが捨てられています。

川にゴミを捨てないで！ 揖斐川を守って！
自然を守るために自分ができることから始めよう！
水と緑の豊かな自然環境に私たちは支えられています。
簡単にポイ捨てなどは止めましょう。
河川へのゴミの不法投棄が頻発しています。
ゴミ(廃棄物)を捨てることは、法により罰せられます。



自分のごみは自分の責任で処理しましょう。



不法投棄防止に対する取り組み



河川敷への通路の施設

不法投棄の多い場所は川へ自動車等が侵入できないように施設をしています。



河川パトロールの強化

不法投棄の抑止、早期発見のために河川パトロールを強化しています。



河川清掃・ボランティア支援

ボランティア・NPO等、関係市町と連携して平成11年より毎年「川と海のクリーン大作戦」を実施しています。また、住民の方々や各種団体による清掃活動も実施いただいています。



川への不法投棄は法律で処罰されます

廃棄物処刑法：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
河川法：3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金

— お問い合わせ、ご連絡先 —

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節5-1 tel: 058-251-1325 (管理課)
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

木曽川第一出張所 0586-89-2149 木曽川第二出張所 0586-62-6450 長良川第一出張所 058-231-9051
長良川第二出張所 058-398-8220 川妻川第一出張所 0585-22-1108 川妻川第二出張所 0584-81-1034
牧田川出張所 0584-35-2078 根尾川出張所 0585-32-1011

※違法行為などを見かけられましたら、上記または最寄りの出張所にご連絡下さい。
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

木曽三川上流部

ごみマップ



ゴミを捨てないで！ 川を大切にしよう

川や海はゴミ箱ではありません。一部の心ない人によってゴミが捨てられています。川や海にゴミを捨てることは、法律で禁止されています。捨てられたゴミは私たちの税金を使って処分されています。

木曽三川上流部

ごみマップ

投棄されたゴミの場所を地図にしました。

(平成23年4月～平成25年3月に河川パトロールで発見されたもの)

